

第3章 計画の基本的事項

1. 計画の目的

市は行政を進めるにあたって、事業者、消費者としての側面を持つことから、自らの経済活動に伴う環境への負荷を積極的に削減するため、市役所の各部局で実施している事務・事業に関して排出される温室効果ガスの排出量の削減に努め、地球温暖化対策の推進を図るとともに、排出抑制対策に取り組み、環境保全に資することを目的とします。

2. 計画の期間

計画期間は平成27年度から平成31年度の5年間とします。

3. 計画の対象範囲

寝屋川市が設置し、又は管理（指定管理を含む）する施設

4. 第4期寝屋川市役所温暖化対策実行計画の目標

温室効果ガスの総排出量を平成31年度までに、平成26年度を基準にして6%以上削減することを目標とします。

5. 項目別目標

温室効果ガスの総排出量の削減とともに以下の5項目についても削減または導入に努めます。

① 用紙類の削減

コピー用紙等の使用量を2%以上削減する。

② 電力量の削減

電気（施設＜グリーンセンター、緑風園、浄水場、下水ポンプ場＞稼動のため使用する電気及び街路灯など無人施設を除く。）の使用量を、平成26年度実績比おおむね5%以上削減することとし、施設の稼動用に使用する電気についても、削減に努めます。

③ 燃料の使用量の削減

1) 燃料の使用量を、平成26年度実績比おおむね5%以上削減します。

2) 自動車の燃料使用量についても、平成26年度実績比おおむね5%以上削減します。

④ 廃プラスチックの焼却量の削減

廃プラスチックの焼却量を平成26年実績比おおむね12%削減するべく市民啓発を図るとともに、市役所の施設から排出するゴミについても、削減に努めます。

⑤ 低公害車・低排出ガス車の積極的な導入の努力

国土交通省の低排出ガス及び低燃費認定車を参考にして、公用車買い替えの際は、積極的に導入に努めます。

※ア) 温室効果ガス排出係数については、毎年環境省から公表される最新データを使用する。

イ) 家庭系及び事業系ごみ収集量に含まれる廃プラスチックの組成率については、最新データを使用する。